

2023年8月吉日

滋賀県

知事 三日月 大造 様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 水野 透

代表理事 永井茂一

2024年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の団体概要

創 立 1979年1月

代表理事 水野 透 (株式会社渡辺工業 代表取締役会長)

代表理事 永井茂一 (株式会社ピアライフ 代表取締役)

会員数 601名 (2023年4月1日現在)

所 在 地 〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1 KE草津ビル1F

電話077-561-5333 FAX077-561-5334 メール jimushiga.doyu.jp

中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質の向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

□中小企業家同友会の3つの目的

①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。

②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、

これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。

- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

1. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」）は、1979年（昭和54年）設立以来、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を「自主・民主・連帯」の精神で追求し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして運動して参りました。

2019年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響からようやく抜け出そうとしている中で、先行して経済回復が始まったアメリカ、北欧、中国での需要拡大により、滋賀県経済は製造業を中心に持ち直しの傾向にあります。旅行業宿泊業でも需要が回復しつつあり、インバウンド関連産業も活性化しつつあります。

しかしながら、円安の進行による企業物価指数の上昇、さらにはウクライナ問題によるエネルギー価格や小麦価格の高騰など中小企業の経営はいまだに困難な状況から脱しておりません。燃油価格は政府の支援策があり依然として高い基準にありながらも抑制されていますが、電気料金については価格転嫁の交渉も難しく、利益をつぶして吸収しているのが現状です。さらに人件費の上昇の波もあいまって、中小企業経営は引き続き困難な状況となっています。

滋賀県中小企業家同友会をはじめとする中小企業家同友会関西ブロックが今年の6月に実施した景況調査（※巻末資料参照）では、主材料の価格転嫁は順調に進んでいるものの、やはりエネルギー価格や人件費など、単価として出しにくい費用については価格転嫁が難しいとの回答が多くありました（エネルギー価格を十分転嫁できている企業は13%、人件費が十分転嫁できているのは13%）。

人件費については、賃上げする企業は約 62%でしたが、その理由のうち人材確保が 58.6%、生活費高騰への対応 52.2%でした。しかしながら、人材確保のため賃上げをしたものの、十分な原資を確保しているとは言い難く、売上の向上や経費削減など、これまで以上の企業努力が求められています。

現在進行形で円安の進行や物価の上昇、エネルギー価格の上昇と人材不足といったさまざまな経営課題に果敢に挑戦し、地域の活性化のため日々努力する中小企業家の要望を以下のとおりまとめましたので、何卒、ご協力ご支援をお願いいたします。

2. 2024年度滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

(1) 物価・エネルギー価格高騰対策、コロナ融資返済支援について

- 【要望】**
- ① 中小企業が円滑に価格転嫁を実現できるよう国や公正取引委員会と連携し、公正公平な取引環境の実現を、例えば独自に相談室を設けるなどして取り組んで下さい。
 - ② エネルギー価格の高騰が続いています。エネルギー価格高騰を原因とした中小企業の倒産を避けるため、助成金などの支援策を講じて下さい。
 - ③ コロナ緊急融資で借入れを受けた企業は、未だコロナの影響を脱しえないまま返済を開始せざるを得ません。コロナ禍の影響を見極め、返済条件を緩和するなど金融機関と協力して企業存続に向けた支援をお願いします。

- ① 2023年5月から6月にかけて実施した滋賀県中小企業家同友会会員を対象とする景況調査では、価格転嫁について、原材料については価格転嫁はスムーズに進んでいます（転嫁できている=62.7% 転嫁できていない=19.6%）、エネルギーや人件費では、価格転嫁が進んでいない事業者が増えています（エネルギー：転嫁できてる 40.6%、転嫁できていない 36.4%、人件費：転嫁できている 47.4%、転嫁できていない 41.3%）。製造業においては、原材料(主材料)については、元請企業の理解もあり価格転嫁を受け容れてくれる、という話はよく聞きますが、人件費、エネルギー

一については、エビデンスを出しにくいいため、取引先の理解を得にくい、という事情があるようです。

また、調査では価格転嫁をしない理由として「特に理由はない」が製造業で 4.5%、非製造業で 21.9%、全産業 17.3%となっており、経営者のマインドにより、価格転嫁できるのに申し入れをしないため、現状に甘んじている企業も一定数見られます。

企業物価の上昇に対して、価格転嫁が実現できないということは、売上に対する原価率が上昇することであり、人件費や設備投資、借入金返済に充てられる売上総利益が圧迫されることになります。それが、人件費上昇への足踏みや設備投資ができない、借入金の返済が困難になる、という企業にとって甚大な結果をもたらします。

多くの雇用を支える製造業を中心とする中小企業が価格転嫁ができない事により利益を失い、そして設備投資や賃上げができないという悪循環を断ち切り、地域で頑張る中小企業の努力が正当に報われる経済環境を実現するため、国や公正取引委員会の取組を踏まえながら、県としても、たとえば相談室を設けるなど独自に調査をしていただきますよう、要望いたします。

- ② コロナ禍で緊急融資を受けた企業の返済が始まっている中で、物価高やエネルギー高が 1 年以上継続しており、特に飲食業や宿泊業などの業種では、経営者の努力だけでは返済原資を捻出するほどの利益を生み出すことが困難になりつつあります。

原油高騰対策や電気料値上げ対策に関しては、市町村などの自治体レベルもしくは職種限定の物が多く、より手厚い支援をしなければコロナ融資の返済と同時に倒産する企業が続出する事が想定されます。最悪の事態を回避する為に、ガソリンのみならず、ガスや電気などのエネルギー料金についても、業種を問わない助成金などの支援をしてください。

(2) 緊急融資や補助金の支出にあたって、「トリアージ」の考え方を取り入れること

コロナ禍に入り、緊急融資や事業継続補助金など多くの支援策がだされ、飲食宿泊業など実際に資金需要が高かった業種においては存続の助けになりましたが、他方で、建設業など、資

金需要がさほど逼迫していなかった事業にたいしても同条件で融資や補助金が支給されたことで、①資金が必要な事業主に迅速に資金が提供されなかった事態や、②緊急融資や補助金が余剰金として扱われ、設備投資などに回された事態が生じました。感染症の拡大という未曾有の事態で画一的な取り扱いをせざるを得なかったことについては理解をしますが、今後は、医療現場におけるトリアージのように、事業ごとに資金需要の逼迫の程度をランク付けし、優先度の高い事業を優先して支援するなどメリハリのついた支援策の構築を検討いただくよう、要望いたします。

(3) 事業承継制度・中小企業の M&A について

【要望】

- ① 中小企業が安易に大企業や外資企業などのビジネス目的の M&A の対象とならないよう、また地域の小さな企業でも独自で事業承継が円滑にできるよう、個別の支援策を講じて下さい。
- ② 親族間の事業承継については相続税法上の優遇があるが、社員が承継する場合については承継する側が多額の資金を必要とするなど課題がたくさんあります。
親族間のみならず、社員から承継者を抜擢する事業承継についても、優遇策を講じるなどして中小企業が存続できるような仕組みを構築することを求めます。

事業承継・M&A が銀行や事業承継仲介会社のビジネスチャンスとなり、仲介により大きな利益を出しているようですが、中小企業は「経済を牽引する力であり、社会の主役」であり、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」ことが期待される存在です（中小企業憲章）。ビジネス目的の M&A では、地域性の無い大手企業や海外企業が中小企業を購入し、地域資源を自社の利益のために使い尽くし、かつ地域貢献活動も納税もしないというモラルハザードを引き起こしかねません。滋賀県内には、たとえば繊維や仏壇などの伝統工芸を担ってきた事業者が多数ありますが経営者の高齢化が深刻です。技術や設備は

ありますが、事業承継に要する費用や承継後の事業継続への不安が先行し、承継したい地域の若者がいても渡すに渡せない事例も多々あります。

事業承継の原点に立ち返り、日本や滋賀県の技術、伝統を残すために、低コスト・低リスクでの事業承継支援や地域内 M&A の推進に加え、地域企業や若者が事業承継した場合の税制優遇や金融支援などを検討して下さい。

(4) 障がい者雇用について

【要望】

- ① 法定雇用率の対象とならない中小企業における障がい者雇用の実態について継続的に調査し、結果を踏まえた施策を講じて下さい。
- ② 働きづらさを抱えた人たちは多様な事情を抱えています。細分化された支援機関が単独で支援をするのではなく、横断的な取り組みとして、企業・支援機関・行政が協議できる場を設けて下さい。
- ③ しが障害者施設応援企業認定制度の進捗、結果を公表すること、福祉事業におけるインボイス制度への対応を調査するとともに、円滑に移行できるよう支援することを求めます。
- ④ 福祉につよい滋賀県、というブランドの確立をめざし、「もにす認定」を取得した企業を県内外に周知するとともに、認定にチャレンジする企業を増やす取り組みを求めます。

1. 法定雇用率の対象とならない企業における障害者雇用の実態調査について、①「令和4年度以降も継続的に実施いただきたい、②調査結果を踏まえた取り組みの検討結果ならびに実施状況を公表するとともに広く周知して下さい。
2. 近年は「働きづらさがある人」は障害者だけではなく、難病患者、生活困窮者、ニート・ひきこもり、LGBTQ、ひとり親等、その多様性を増しています。それぞれの支援機関が個別的

に就労支援を行うだけでなく、分野・部局横断的に「働きづらさがある人の雇用促進」に向けて企業団体と支援機関、行政とが協議できる場づくりをして下さい。

3. 中小企業から障害者施設等への仕事の発注を継続できる仕組みについて

①昨年度、しが障害者施設応援企業認定制度について建設業以外の入札評価も検討されると回答をいただいております。検討の結果または進捗についてお教えください。

②中小企業から仕事を請け負っている障がい者施設等について、適格請求書（以下、インボイス）発行の対応状況によって継続的な取引に影響が出ることが懸念されます。障害者施設等のインボイス制度の対応状況について調査するとともに円滑に移行されるよう対応して下さい。

4. 福祉に強い滋賀県、というブランドの確立に向け、「もにす認定」など障がい者雇用に積極的に取り組んでいる中小企業を県内外に紹介するとともに、もにす認定にチャレンジする企業を増やすために県独自の支援をお願いします。

(5) 地域に若年層を残す取り組みについて

【要望】

- ① 地域の子ども・若者に中小企業の実態を知ってもらうキャリア教育を小学校・中学校び段階で実施してください。
- ② 奨学金を抱えた社員に返済支援制度を設けた企業に対する支援をお願いします。
- ③ 福祉の県というブランドに加え、「ホワイト企業の県」というブランド構築にむけ、ユースエール認定を受けた企業を広く紹介するとともに、認定にチャレンジする企業を増やす取り組みをお願いします。

①中小企業の実態を若者に知ってもらうキャリア教育の取り組みについて

学校教育等を通じて、地域で活躍する中小企業の実態を知ってもらうことが、子どもたちの健全な勤労観の醸成につながり、また将来の選択肢を増やすことにつながると考えます。小・

中学校などの早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に取り入れることや、コミュニティスクールの枠組みを活用して、地域住民、地域の事業者が積極的に子どもたちの教育や成長に関わる仕組みづくりを滋賀県内でも 推進することを要望します。

《事例》府中市立府中明郷学園の取組み（広島県）

府中市立府中明郷学園は学校運営協議会制度に基づき、地域住民が積極的に学校の運営や教育に関わる仕組みをもった小中一貫校です。特に、地域の中小企業も学校に関わり、子どもたちの健全な教育や成長のためにボランティアで貢献しています。また、総合学習の時間には、中小企業経営者がサポーターとして参加し、子どもたちが模擬会社を運営する授業を市から事業費の支出を受けて行っており、働く事はもとより、会社を運営すること、商品を通じて社会に貢献することを学んでいます。

② 奨学金返済支援を行う中小企業に対する支援について

中小企業が独自で従業員に奨学金返済支援をした場合に、県から企業に支援をする制度を創設して下さい。京都や神戸ではすでに奨学金返済支援制度が実施されており、学生の県内就職率が低い滋賀県から若者が流出することに繋がっています。県内には甲賀、彦根の事例がありますが、草津、大津、近江八幡という産業が集中する都市部や、高島など人口減少に悩む地域での実践がありません。未実施の自治体については、県が情報提供をするなど実施にむけて支援を行うなど、若者が地域で働く魅力を感じることができるよう、施策を講じて下さい。

《事例》

京都府就労・奨学金返済一体型支援事業 神戸市中小企業奨学金返済支援制度
大東市未来人材奨学金返還支援補助金
ぐうっと！かこがわ奨学金返還支援補助金
城陽市若者定住奨励奨学金返還支援制度 甲賀市奨学金返還支援事業
彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金

③ ユースエール認定制度の活用について

ユースエール認定を受けている企業を県内外に紹介してください。また、ユースエール認定を受ける企業を支援することを通じて、滋賀県にはホワイト企業が多いという、ブランディングを実現し、若者が集まる県にして下さい。

なお、昨年度要望においてユースエール認定の活用について要望したところ、「県が滋賀労働局と共同で開催している新卒者向けの就職面接会『しがジョブフェア』において、ユースエール認定企業は優先的に参加を認めることとしており、若者の雇用につながるインセンティブを付与

しているところです。引き続き、滋賀労働局とも連携し、ユースエール認定制度の周知等を図ってまいります。」との回答をいただいておりますが、実際に「しがジョブフェア」に参加した企業より、「ユースエール認定企業が優先的に参加できることはなかった」との声がありました。県の担当部局と実施団体との間で認識の違いがあるのではないかと考えられますので、連携をとって対処して下さい。

(6) 中小企業の賃上げと正社員を増やすことに対する県独自の支援策をお願いします。

【要望】

- ① 賃上げをする中小企業を増やすための県独自の支援策
- ② 既存社員の正社員化、及び正社員の採用に取り組む中小企業を増やすための県独自の支援策を求めます。

地域の雇用を担う中小企業が賃上げすることは、地域のお金を地域で循環することになり、地域経営指針を創る会材を回していくために必要なことです。

また、非正規雇用を減らし、正社員を増やすことは、収入を理由に結婚したくともできない人を減らすことになり、引いては最も効果的な少子化対策となります。

(7) 中小企業の人材育成を推進するための施策をお願いします。

【要望】

中小企業が協力して大学とのリカレント教育を推進することや、社員のスキリングを促進するために必要な施策を求めます。

中小企業の生産性を向上させ、元気な企業と地域、滋賀県経済を実現するために、要望いたします。

(8) 所得税・社会保険制度等における収入の壁の撤廃について

【要望】 中小企業の人手不足を解消し、生産性の向上を図るとともに県民所得を向上させることができるよう、所得税や社会保険制度におけるいわゆる「年収の壁」の撤廃ないし緩和を国へ要望して下さい。

中小企業で働く従業員の多くは、パートアルバイトであり、特に地域に暮らす配偶者の扶養に入っている人が多数です。配偶者の扶養に入りながら働く人にとっては、所得税がかからない年収103万円を超えない程度での勤務を希望する人がほとんどです。

中小企業としては、慢性的な人手不足の中で重要や働き手であり、賃上げや待遇の改善をはかりたいところですが、いかんせん、103万の壁があるため、賃上げをすれば勤務時間が短縮するにすぎず生産性向上につながりません。また、働く人にとっても、もっと長時間働きたくても、103万円をこえると所得税を納税しなければならず、結局は減収となりますから、103万円の範囲でしか働けないという、ミスマッチを生じさせています。このことは、130万円の壁、150万円の壁、201万円の壁についても事情は同じであり、従業員の能力をフルに活用し生産性を高めることへの足かせになることはもとより、従業員の所得の向上にも繋がりません。

中小企業における人手不足の解消や生産性の向上に加え、県民所得の向上を実現するため、国に対し、103万円の壁など雇用の妨げになるような諸制度の撤廃ないし見直しを要望していただきますよう、お願いいたします。

(9) インボイス制度・電子帳簿法改正について

【要望】

- ① インボイス制度について実施凍結ないし延期を国に要望してください。仮に実施するとしても、激変緩和措置はもとより、80%の仕入れ額控除の恒久化を国に要してください。
- ② 電子帳簿法改正に対応するため、システム導入など要する経費を助成するほか、従来の電子帳簿に抛らない保存方法も認めることを、国に要望してください。

① 適格請求書等保存方式（インボイス）は中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらします。適格請求書等保存方式導入を凍結もしくは延期し、現状の免税水準を実質的に維持する制度の継続を強く要望します。仮に実施するとしても、免税事業者の要件を満たす事業者については、激変緩和措置に加え、80%の仕入控除は恒久化などを講じて下さい。

10月より本格施行となりましたが、それに先立ち、ヤマト運輸株式会社が個人事業主約3万者との取引を取りやめるとのニュースがありました。具体的な理由は明示されていませんが、インボイスの導入による措置だといわれております。このような動きが、今後大企業を中心に波及し、地域の事業者が淘汰されていくことは明白です。地域経済の未来を考え、適切な措置をとられますよう、よろしく願いいたします。

② 電子帳簿法改正により、事務作業の混乱やパソコンやシステムの調達など事業者の負担増が予想されます。システム等の導入にあたり助成金・補助金などを創設するなど支援策を講じるほか、2024年以降も従来どおりの保存方法も認めることを、県内の事業者の声として国へ要望して下さい。

(10) バイオディーゼルでSDGs立県ブランディングを-バイオディーゼル精製技術の活用を求めます。

【要望】

滋賀県が「SDGs先進県」として認知されるよう、県内のバイオディーゼル精製技術を有する事業者が活躍できる条件を整備して下さい。

県内では、高島や彦根において使用済み植物油からバイオディーゼルの精製し、市販のディーゼル自動車に給油し走らせる取り組みが進んでいます。最新の技術では、回収油でも99.9%の精製が可能であり、ディーゼルとほぼ同じように利用することが出来ます。つまり、家庭から出る使用済み油で100%に近いディーゼルが精製できます。

しかしながら、① バイオディーゼル自体は非課税であるが、少量の軽油が混じれば軽油税が全量に対し係るため、高額となってしまうこと、②大津市など人口が集中する自治体において使い捨て油の回収制度がなく、バイオディーゼルの原料が不足しているため、精製できるバイオディーゼルに限界があること、が普及の障害になっております。

つきましては、滋賀県をバイオディーゼルの軸とした①バイオディーゼルに特化した軽油取引税の軽減または免除を行うこと、②大津市など使用済み油の回収を行っていない市町については、バイオディーゼル立県を目指して、回収に協力するよう要望いたします。

(11) 行政が抱える課題の共有について

新分野への挑戦や業態変化を掲げると、IT 活用、DX 推進や販路拡大、海外展開などが中心となってくるが、地域に密着した経済活動を行っている中小企業が多い点を鑑み、行政が抱える課題の中で民間の協力で解決できそうなものを提示して下さい。行政から提示された課題を中小企業家同友会内で周知し、課題解決に貢献できそうな企業と担当部署と個別に話し合いができるような連絡調整機関を設置して下さい。行政にとっては地域課題の解決、中小企業にとっては新たなビジネスチャンスの獲得の機会になり、win-win の関係が構築できると考えます。

以 上

参考資料

中小企業憲章

平成22年6月18日開議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦

を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需

を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況・環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業はその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主演として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念

を踏まえ、以下の原則に依る。

- 一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。
- 二. 起業を増やす
起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。
- 三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す
中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。
- 四. 公正な市場環境を整える
力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。
- 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する
中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、
 - ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
 - ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
 - ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
 - ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
 - ・地方自治体との連携を一層強める
 - ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

- 一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する
中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強め

る。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の本質は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

よい会社・よい経営者・よい経営環境をめざす
滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1 KE草津ビル1階
TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail jimu@shiga.doyu.jp

公式ホームページ <https://shiga.doyu.jp/>